

部活動指導員募集要領

1 目的

この要領は、浅口市部活動指導員配置事業において、部活動指導員（以下「指導員」という。）として登録する者（以下「登録者」という。）の募集等について、必要な事項を定める。

なお、登録者について、部活動種目別に名簿登録された者の中から、市立中学校の部活動運営の状況や専門種目に応じて配置者を決定するものであり、登録により配置が決定するものではない。

2 内容

(1) 指導員

ア 職務

学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、次のような業務に従事する。

- ・実技指導（単独指導を含む。）
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）に係る生徒の引率

イ 資格

資格の有無は問わない。

3 任用、報酬、勤務時間その他の勤務条件等

(1) 報酬額

時給 1,600円

(2) 勤務地

市立中学校のうちいずれか

(3) 勤務時間

平日 授業開始前あるいは授業終了後の部活動時間中
土・日曜日、祝日、長期休業期間中における任意の部活動時間中
ただし、年間210時間以内とする。

(4) 任用期間

任用開始日から、任用した日の属する年度の末日とする。

(5) その他の服務条件等

「浅口市非常勤職員の任用等に関する規則」及び「浅口市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱」に定めるところによる。

4 応募要件

この事業に応募できるものは、次のすべてを満たす者。

- (1) 地方公務員法第16条各号の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 指導員の職務を行うに必要な知識及び能力を有する者
- (3) 心身ともに健康で、かつ、意欲を持って職務を遂行できる者

5 指導員の登録方法

① 応募書類の受付

提出場所：教育委員会事務局学校教育課

提出期間：随時

② 審査及び登録者の決定

- (1) 一次審査の方法：提出された書類をもとに応募要件に基づき一次審査（書類審査）を行う。

- (2) 一次審査の結果：一次審査通過者には、二次審査を別途通知する。
- (3) 二次審査の方法：一次審査通過者を対象に二次審査（面接審査）を行う。
- (4) 二次審査の結果：二次審査通過者には、郵送で結果を通知する。また、登録者として部活動指導員登録名簿に記載する。
二次審査の不採用者には、郵送で結果を通知する。

③ 配置者の決定

学校への配置については、教育委員会において専門種目や配置校の意見を考慮したうえで、登録者の中から最適者を選定し、配置者として決定する。

6 応募書類

浅口市部活動指導員 登録申込書（浅口市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱様式第2号）

専門種目の種目名とその指導歴は正確かつ詳細に記載すること。

7 その他

- (1) 応募資格がない場合、及び応募書類記載事項を偽って記入したことが判明したときは、登録または配置を取り消す。
- (2) 配置までに、心身の故障により、非常勤職員としての適格性を欠くに至った場合、又は非常勤職員となるにふさわしくない非行があった場合は、登録又は配置を取り消す。

8 お問い合わせ先

浅口市教育委員会事務局学校教育課（浅口市中央公民館内）

〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2

電話 0865-44-7012 FAX 0865-44-7602

メール gakkokyoiku@city.asakuchi.okayama.jp